

# 低所得世帯支援給付金のご案内

(こども加算・・・児童1人あたり5万円)

受給には手続きが必要です

- 低所得世帯支援給付金(こども加算 児童1人あたり5万円)は、住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯支援する新たな給付金です。
- 対象児童 平成17年4月2日から令和6年8月31日までに出生した児童
- 基準日 令和5年12月1日
- 施設入所児童は対象外となります。

## 給付金の支給額

児童1人あたり5万円

## 給付金の支給時期

大網白里市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

## 提出期限

令和6年8月31日(土) ※当日消印有効

## 支給対象と申請の有無

・同一の世帯に属する方の全員が令和5年度分の住民税について「非課税」又は「均等割のみ課税」からなる世帯で、基準日時点で18歳以下の児童が同一世帯にいる場合

- ・令和5年12月2日以降に出生した新生児のいる世帯または対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に転入者がいる世帯
- ・令和4年中の収入申告を行っていない方がいる世帯

該当する世帯の世帯主へ「確認書」を送付しますので、返信用封筒で返送してください。

※令和5年12月1日時点で大網白里市に住民登録のある方が対象です。

詳しくは裏面「I」へ

## 申請が必要です

※令和5年度住民税が「非課税」又は「均等割のみ課税」に該当する世帯で、「確認書」が届かない場合など、ご質問がある場合は、社会福祉課へお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみが課税の世帯

令和5年12月1日時点で、18歳以下の児童が同一世帯にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大網白里市から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。

- 中身を確認して、大網白里市に返信してください。

### 【確認事項】

- ・確認書に印字された児童の数に誤りがないこと。
- ・給付金の振り込み口座情報等、必要事項について記入誤りがないこと。
- ・本人確認書類、口座番号等が確認できる通帳の写しが添付されていること。

## II 世帯の中に、令和5年12月2日以降に出生した新生児または対象世帯とは別世帯だが扶養している児童がいる場合等

給付金を受け取るには、申請が必要です。

- 令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合で、世帯の全員が住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に該当する場合は、社会福祉課へお問い合わせください。
- 世帯の中に未申告（令和5年度分）の方がいる場合は、令和4年中の収入申告を済ませてから申請してください。



低所得世帯支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

大網白里市役所 社会福祉課社会福祉班

大網白里市大網115-2

 0475-70-0348 9:00~17:00(土日祝を除く)